

令和4年度第6回太陽光発電設備設置審議会結果概要

開催日時	令和5年3月29日(水) 9時28分から11時15分まで
開催場所 及び出席者	<p>本庁舎 第2会議室</p> <p>○審議会委員(湯沢委員、佐藤委員、眞庭委員、居村委員、高橋委員、石田委員) ○事務局(環境森林課長、環境政策係長、環境政策係員)</p>
会議次第	<p>1 開会 2 あいさつ 3 議題 (1) 太陽光発電設備設置の申請に係る許可について(諮問) (2) 次回の太陽光発電設備設置審議会の日程調整について 4 その他 5 閉会</p>
審議結果	<p>(1) 太陽光発電設備設置の申請に係る許可について 議案第39号について、許可相当とする。 議案第40号について、許可相当とする。 議案第41号について、許可相当とする。 議案第42号について、許可相当とする。 議案第43号について、許可相当とする。 議案第44号について、許可相当とする。 議案第45号について、許可相当とする。 議案第46号について、許可相当とする。 議案第47号について、許可相当とする。 議案第48号について、許可相当とする。 議案第49号について、許可相当とする。 議案第50号について、許可相当とする。</p> <p>(2) 次回の太陽光発電設備設置審議会の日程調整について 令和5年5月23日(火)10時から</p>

令和4年度第6回太陽光発電設備設置審議会での意見等

(1) 太陽光発電設備設置の申請に係る許可について

No.	委員からの意見等	回答等
1	土地に余裕はあるのに49.5kWまで発電しないのか。	事業者の計画次第で発電出力は変わる。
2	1つの土地を分けて事業区域を設定しているが、境界などの問題は生じないのか。	今回は事業区域の全ての土地を購入するので、境界の問題は生じないと思われる。
3	許可から着手までの期間を定めているのか。	許可後、1年を超えて着手しなかった場合は、許可を取り消すことができる。